

事務事業名	不妊治療費助成事業		担当	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称		単位	6　年度実績	
	妊娠が成立した夫婦数		組	3	
	申請件数		件	10	
事業概要	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、次世代育成の推進を図るためその治療費の一部を助成する。 【対象者】保険診療適用外の人工授精又は体外受精、顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、真岡市内に1年以上前から住所を有し、市税に滞納がない者 【所得制限】なし 【助成額】不妊治療に要した費用に対して、1/2を補助。体外受精と顕微授精の特定不妊治療における、初回申請年度については、要した費用の30万円を限度に助成。 【年間限度額】15万円（特定初回30万円） 【助成期間】5年間				
6　年度 実績・成果・課題	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備している。 令和4年度から、不妊治療の内、人工授精、体外受精、顕微授精、胚培養、胚凍結、胚移植が健康保険適用となり助成件数は減少している。 【課題】 人口減少の対策として、不妊治療制度の拡充が必要である。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☒ 目的拡充 ☐ 事業統合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 令和4年度から、不妊治療の内、人工授精、体外受精、顕微授精、胚培養、胚凍結、胚移植が健康保険適用となったが、年齢や回数制限などの要件がある。不妊助成制度の問合せ時に、助成対象外と断るケースも多いことから、助成制度の全般を再確認し、制度内容の見直しを行う。				